

名	出	總		
名	出	總		
工事設計のうち軽微なものとするもの				
1 [略]				
2 海岸局、船舶局、無線航行移動局又は遭難自動通報局の設備又は装置の工事設計の全部又は一部分について変更する場合(設備又は装置の全部又は一部分について変更の工事をする場合を含む。)				
工事設計のうち軽微なものとするもの	適用の条件			
1 法第71条第1項の規定に基づく周波数の指定の変更に係る海岸局及び船舶局の場合、改める場合又は追加する場合(新たな工事設計として追加する場合を含む。)	当該部分の全部又は一部分について削る場合、改める場合又は追加する場合(新たな工事設計として追加する場合を含む。)			
2 レーダーの工事設計のうち次に掲げるもの 〔1〕・〔2〕 [略]	[略]			
3 [略]	[略]			
[3~9 略]				
備考 表中の「」の記載は短記である。				
○総務省規則第44号 電波法規に規定(昭和41年電波監理規則第10回訓) 第7条第1項の規定による、許可実験試験局として使用可能な電波数の範囲等を次のとおりとする。平成11年六月二十九日 平成11年六月二十九日				
周波数の範囲(注1)	使用可能地域	使用可能期間	等価等方輻射電力	備考
42.9~168.75MHzから429.7435MHzまで	九州総合通信局管内	平成30年6月30日まで	0.02W以下	注3
920.3MHzから920.5MHzまで	近畿総合通信局管内	平成31年3月31日まで	4W以下	注4 ※中継電力は、1W以下に限られる。
920.5MHzから928.1MHzまで	九州総合通信局管内	平成30年6月30日まで	0.2W以下	注3、注5及び注6
926.9MHzから927.1MHzまで	近畿総合通信局管内	平成31年3月31日まで	20W以下	注4 空中線電力は、5W以下に限る。
2400MHzから2453.5MHzまで	九州総合通信局管内	平成30年6月30日まで	0.45W以下	注3、注5及び注7
5490MHzから5690MHzまで	関東総合通信局管内	平成30年6月30日まで	7950W以下	注4 空中線電力は、100W以下に限る。
5690MHzまで	東海総合通信局管内	平成33年6月30日まで	0.4W以下	注9
○総務省規則第44号 電波法規に規定(昭和41年電波監理規則第10回訓) 第7条第1項の規定による、許可実験試験局として使用可能な電波数の範囲等を次のとおりとする。平成11年六月二十九日 平成11年六月二十九日				
工事設計のうち軽微なものとするもの	適用の条件			
1 レーダーの工事設計のうち次に掲げるもの 〔1〕・〔2〕 同左	[同左]			
2 [同左]	[同左]			
[3~9 同左]				
(注1) 中国総合通信局管内 平成32年6月30日まで 0.4W以下 注10				
5650MHzから5755MHzまで	四国総合通信局管内 平成32年6月30日まで 0.4W以下 注11	注12		
(注2) 発射する占有周波数帯幅にあるいかなる電波の干渉干渉も、当該電波が使用可能な周波数の範囲から逸脱してはならない。				
(注3) 空中線電力は、その等価等方輻射電力の値がそれぞれ等価等方輻射電力の欄に掲げる範囲内となるものであること。				
(注4) 福岡県福岡市南区的場の区域に限る。				
(注5) 京都府相楽郡精華町大字南相楽八幡小字北尻(0番地)の区域に限る。				
(注6) 福岡県福岡市博多区東平尾公園、同区竹下及び同区美野島の区域に限る。				
(注7) 福岡県福岡市西区元岡の区域に限る。				
(注8) 東京都西多摩郡檜原村倉掛、同村藤原、同村三都郷及び同村本宿並びに同郡奥多摩町白丸及び同町氷川の区域に限る。				
(注9) 愛知県名古屋市守山区大字上志段味東谷、同県豊田市小田木町タカドヤ、同市黒田町及び同市深見町、同県西尾市港町、同県知多市綠浜町、同県尾張旭市大字新居、同県長久手市茨ヶ廻間及び同市岩作三ヶ峯並びに同県北設楽郡設楽町田峯及び同町西納庫の区域に限る。				
(注10) 広島県三原市久井町吉田、同県尾道市尾崎本町、同市瀬戸田町萩、同市御調町津蟹、同市御調町野間、同市向島町及び同市向東町、同県福山市内海町及び同市沼隈町、同県東広島市河内町小田並びに同県廿日市市吉和の区域に限る。				
(注11) 愛媛県今治市上浦町盛の区域に限る。				
(注12) 東京都あきる野市乙津、同市切久、同市戸倉、同市小和田、同市三内、同市音生、同市深沢及び同市養沢の区域に限る。				